

随意契約理由書

工事名称 堺泉北港 堺3区 堺10号上屋燻蒸設備補修工事

大浜埠頭の特殊上屋（堺10号・13号・14号）においては、輸入青果物等に対し植物防疫法に基づく燻蒸処理を行っています。燻蒸は猛毒のシアンガスを使用して処理しており、ガスの発生から排出までガスの流出等による人的被害を発生させないよう、施設の機能を適正に維持するとともに、安全かつ確実な操作が求められます。

今回の工事は、燻蒸設備を操作する操作盤内の焼損箇所の補修を行うものです。

当該設備は製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されており、いわゆる汎用設備ではなく、当該設備用に設計、製作されたものです。

よって、本工事を実施するには、当該設備の機能・構造を把握し、詳細な設計資料及び専門知識を有し、過去のシステム改良や補修履歴等の維持管理に係る知識及び技術を有するなど、特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該燻蒸設備の設計、製作、据付を行った日立プラント建設株式会社から保守・メンテナンス事業を継承した株式会社日立プラントサービス以外にないことから、同社関西支店より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社日立プラントサービス関西支店でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。